

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



スタンプラリーや、食器の物々交換会、楽しい展示もしているのよ。



立体切紙や、スーパーボールすくいがあるよ。

第33回

消費生活展を開催します！

日時：平成26年10月18日（土）
午前9時45分～午後3時

場所：東大阪市立消費生活センター

スタンプラリーで防災グッズを進呈！
（お子様にはお菓子）

※防災グッズ、お菓子はなくなり次第終了

劇場型の投資詐欺にご注意ください！

- ① 「〇〇を当社の代わりに申し込んで欲しい…」「名義を貸して」「すでに、あなたの代わりに〇〇を買っている」などと、知らない業者から話を持ちかけられます。
- ② いろいろな業者から「この業者は優良株。当社が高額で買い取る」などと電話があり、消費者を信用させて未公開株や社債、ファンド、権利などを契約させます。
- ③ お金を支払うと、買い取ってくれるはずの業者や販売業者と連絡が取れなくなります。

★ 相手の話をうのみにしない！ 絶対にお金を支払わない！ おかしいと思ったら、身近な人や消費生活センターへご相談ください。

お宅にA社のダイレクトメールが届いていませんか？届いたあなただけが社債を購入できます。当社の代わりに購入してもらえれば、高く買い取ります。

有名企業が個人向け社債を販売しています。あなたの名義を貸してくれませんか？



あなた名義で老人ホームの入居権が購入されています。名義貸しは法律違反ですよ……。

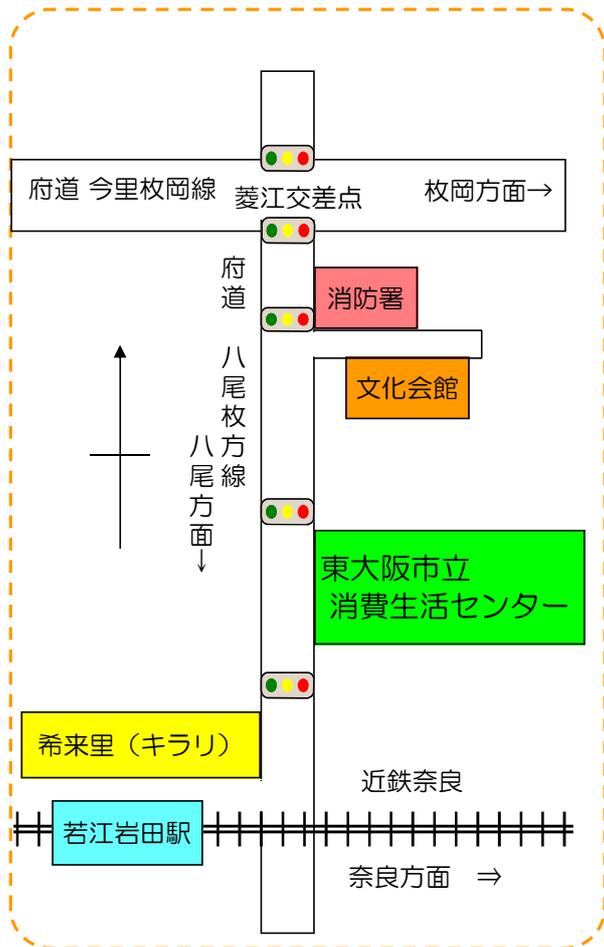
以前購入した未公開株の大損を、取り戻してあげます。



発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内



〈消費生活相談窓口〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北東約400m

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター
TEL 072-965-6002(事務所)
FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

◆自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します。

◆苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。

◆専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。

◆消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

・ 事業者からの相談 ・ 個人間のトラブル ・ 行政への苦情 ・ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください!